

保護者の皆様

令和2年4月30日



社会福祉法人 愛育の森
森の幼稚舎

森の幼稚舎休園のお知らせ

日頃より、保護者の皆様には森の幼稚舎の保育運営にご理解・ご協力いただき、誠にありがとうございます。

さて、市原市より市内保育所等における一斉休所（園）臨時休所（園）についての通知がありましたのでお知らせいたします

1 一斉休所（園）の期間

令和2年5月7日（木）から5月31日（日）（利用可能日の最終日まで）

ただし、社会機能を維持するために就業することが必要な方（※）等のうち、家庭での保育が困難な方で「一斉休所（園）期間における保育利用申立書」を森の幼稚舎に提出された方に限り、保育を行います。（子どもの人数によっては合同保育となります）

その場合も、家庭での保育が可能な日（勤務が休み 等）は登園自粛（欠席）をお願いいたします。保育利用申立書は令和2年5月8日までにご提出ください。

（※）以下の千葉県ウェブページ「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく新たな措置内容について」に公開されている3及び4に従事されている方を指します。このほか、ひとり親などで仕事を休むことが困難な方、事情により家庭での保育が特に困難な方等も含まれます。

<https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfuku/kansenshou/ncov/shisetsu.html>

◎3歳未満児の保育料に関しましては、市原市からの通知をご確認ください。

◎3歳以上児の給食費（5月7日～5月31日分）に関しましては登園した日の分を日割り計算して請求（引き落とし）致します。4月20日～5月2日の分の給食費の請求に関しましては4月13日付にお知らせした通りとします。

◎6月以降の保育に関しては市原市より通知がありましたらお知らせいたします。

子ども達や保護者の皆様を含む地域の皆様に対して、感染拡大を防ぎ、皆の命を守っていくために、森の幼稚舎としてできる限りのことをしていきたいと職員一同考え行動してまいります。

なにとぞご理解いただきたくお願いいたします。